

奈良県告示第十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、次のとおり介護機関の指定をした。

平成三十年四月十七日

奈良県知事 荒井正吾

指定訪問看護事業者等又は居宅介護事業者若しくは居宅介護支援事業者		訪問看護ステーション等又は居宅介護事業所若しくは居宅介護支援事業所		居宅サービスの種類	指定年月日
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地		
株式会社わかくさケアセンター	天理市二階堂上ノ庄町二二六―一二	わかくさケアセンター	磯城郡田原本町大字法貴寺四六八	訪問介護及び介護予防訪問介護	平成三十年二月一日